

第10回内閣保全監視委員会 議事要旨

1 日時

令和4年5月11日（水）午後5時30分から同5時42分までの間

2 場所

中央合同庁舎8号館 8階特別大会議室

3 出席者

委員長 小林国務大臣
副委員長 栗生内閣官房副長官
寺田内閣総理大臣補佐官
委員 国家安全保障局内閣審議官（代理）
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
内閣情報官
警察庁長官
公安調査庁長官
外務事務次官
経済産業事務次官
海上保安庁長官
防衛事務次官

4 配付資料

- (1) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）の概要（資料1）
- (2) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）（資料2）
- (3) 今後の主なスケジュール（資料3）

5 議事概要

- (1) 冒頭、小林大臣から、概要以下のとおり挨拶を行った。
 - 第10回内閣保全監視委員会の開催に当たり、本委員会の委員長として、一言御挨拶申し上げます。
 - まず、日頃より、特定秘密保護法の適正な運用について御理解、御協力をいただいておりますことに、担当大臣として厚く御礼を申し上げます。
 - 特定秘密保護法が施行されて7年以上が経過し、政府においては、法の

適正な運用を積み重ねているところであります。特定秘密保護法の運用に当たっては、運用基準に則り、厳格に行うことはもちろん、客観性と透明性を確保しつつ、国民の皆様の理解の一層の増進に努めるべきと考えております。本日の議題である国会報告もその一環ですが、本報告を御議論いただくに際し、私から改めて3点についてお願いさせていただきます。

- 最初に、特定秘密の指定、延長、解除等に当たっては、引き続き、指定の要件の該当性を厳格に判断することはもとより、指定の有効期間や解除条件の設定等について、法令や運用基準の趣旨をさらに徹底していただきたいと考えております。
 - 次に、国民の負託を受けた国会における情報監視審査会の調査及び審査に対しては、適切かつ真摯な説明を行うとともに、審査会から特定秘密の提供を求められた場合には、国会法等の規定に基づき適切に対応していただくようお願いいたします。
 - 最後に、これまで特定秘密の漏えい等が認められた事案はないものの、制度の信用に関わることから、特定秘密の不適切な管理が発生しないよう、各行政機関においては、特定秘密文書の管理の強化、職員に対する教育の徹底等、特定秘密の適切かつ厳格な保護を改めて徹底していただきたいと考えております。
 - 私も制度担当大臣として、今後とも、制度の運用状況をしっかり確認しながら、法の適正かつ円滑な運用に万全を期してまいりたいと考えております。委員各位の御協力を重ねてお願いし、私の挨拶とさせていただきます。
- (2) 次に、内閣情報調査室から、配付資料に基づき、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」等について概要以下のとおり説明を行った。
- 国会報告案について、資料1の国会報告の概要に沿って御説明いたします。
 - 「1 報告の趣旨」については、特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告する旨記述しております。
 - 「2 対象期間」については、令和3年の1年間です。

- 「3 特定秘密保護制度における書面・押印等の見直し」については、令和3年中に行った特定秘密保護法施行令の一部改正、運用基準の一部変更等について記述しています。
- 「4 特定秘密保護法における行政機関」については、令和3年末時点で28行政機関です。
- 「5 指定権限を有する行政機関」については、令和3年末時点で20機関です。また、指定に係る特定秘密管理者の数は12機関24人となっております。
- 「6 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況」については、令和3年中における指定等の状況を記述しております。「(1) 特定秘密の指定の状況」については、令和3年中、8の行政機関が計49件の特定秘密を指定しております。「(2) 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況」については、令和3年中、1の行政機関において、1件の指定の有効期間が満了し、また、9の行政機関において42件の指定の有効期間を延長しました。また、特定秘密を指定している12機関全てにおいて指定の理由の点検を実施し、1の行政機関が2件の指定を解除しました。「(3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」については、令和3年中、特定秘密であった情報が記録された行政文書ファイル等の移管件数は0件でした。また3の行政機関において321件の特定行政文書ファイルが廃棄されました。「(4) 運用基準に基づく通報の状況」については、通報件数は0件でした。「(5) 適性評価の実施の状況」については、令和3年中、24の行政機関において、2万7,602件の適性評価が実施され、すべての適性評価について、特定秘密を漏らすおそれがないものと認められました。また、適性評価の評価対象者が、評価の実施に同意しなかった件数は3件でした。
- 「7 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況」においては、令和3年末時点における特定秘密の指定の状況等について記述しております。「(1) 特定秘密の指定の状況」については、令和3年末時点で12の行政機関が659件の特定秘密を指定しており、その状況について事項別、情報の類型別及び指定の有効期間別に記述しております。

指定を解除すべき条件が設定されている特定秘密は、187件となっております。また、659件の特定秘密について、行政機関別に指定状況の概要を記述しております。「(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況」については、令和3年末時点で、14の行政機関が57万4,178件を保有しております。「(3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の

数」については、令和3年末時点で、26の行政機関に13万4,297人であり、3,444人の適合事業者の従業者を含む数です。

- 「8 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応」では、独立公文書管理監からなされた是正の求め及び各議院の情報監視審査会への対応状況について記述しております。
 - 「9 内閣府独立公文書管理監からの意見」については、「各行政機関における特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい」との意見を記載しております。
 - 最後に「10 有識者からの意見」については、報告書の原案について、情報保全諮問会議の7名の有識者に事前に説明を行い、報告書の修正に至った意見を記載するとともに、法の運用等に関する意見も記載しております。また、5月18日に開催予定の第11回情報保全諮問会議における有識者の発言についても必要に応じて記載予定です。
 - 以上で国会報告（案）の概要の説明は終わりますが、今後のスケジュールに関して、資料3を御覧下さい。本日お示ししている国会報告（案）を内閣総理大臣へ報告し、5月18日に有識者の御意見を伺うために情報保全諮問会議を開催する予定です。その後、6月上旬頃に閣議決定を行い、国会への報告、公表を行う予定です。
- (3) 最後に委員会にかけられた国会報告案を内閣総理大臣に報告することが了承された。

(以上)